

男子バスケットボール部 規約

(名称)

第 1 条 本団体は、男子バスケットボール部と称する。

(目的)

第 2 条 本団体は、バスケットボールを通じて、人とのコミュニケーション能力や体力向上を図るとともに、スポーツの楽しさと、仲間と喜びを分かち合うことの大切さを学ぶことを目的とする。

(会計)

第 3 条 会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第 4 条 会費は 1 万円とする。(半期ごとに 5 千円を集金する)

(役員)

第 5 条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は 1 年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長 1 名…本団体を代表する。
- 2) 副部長 1 名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計 1 名…会計事務を処理する。

(決議)

第 6 条 本規約に定めのない事項については全構成員の会議により決する。

(改廃)

第 7 条 本規約は、全構成員の会議により改廃される。

附則

この規約は、平成 12 年 6 月 14 日から施行する。

この規約の一部を改正し令和 4 年 4 月 1 日から実施する。